

導流堤の草、刈ってみませんか？

雲仙復興事務所では、広大な砂防指定地の利活用の一環として、「導流堤に自生する草を希望者が自らで刈り取り、刈草を有効活用いただく」取り組みを試験的に実施します。なお、刈り取った草は**無償**で提供いたします。

ご希望の方は、**実施条件及び注意事項**をご理解のうえお申し込み下さい。

【実施条件及び注意事項】

- 草の刈り取り・搬出が出来る方。(刈草から運搬まで、すべての行為を申込者にて実施)
- 刈草を自ら利用する方。(転売目的の方へは提供できません)
- 申込み順に範囲を決定。(申込み多数の場合は参加できない場合あり)
- 作業に関わる一切の事故及び安全管理については申込者の責任にて行ってください。
- 作業の期間は当年度内(4月1日～翌年3月31日)。(応募の状況により変更する場合あり)

《 申込×切 》

申し込みについては随時受け付けております。まずは下記番号へご連絡下さい。

《 申し込み・問い合わせ先 》

国土交通省 雲仙復興事務所 砂防課

【電話】0957-64-4171 【FAX】0957-63-0914

※詳細は別紙『届出書』の**【実施条件及び注意事項】**をご覧ください。